

就学援助制度のお知らせ

富谷市教育委員会

富谷市では、経済的な理由から、小中学校に通うお子さんの学用品費や校外活動費等の支払いにお困りのご家庭について、その費用の一部を援助する制度を設けています。

■援助を受けられる方(該当理由:①要保護・②~⑦準要保護となります)	
該当理由	該当理由を証明する書類
①生活保護を受給している	不要
②生活保護を今年度もしくは前年度廃止された	不要
③市民税が非課税である(同一住所地の家族全員)	不要
④児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書(住所・氏名・金額の記載部分) 又は認定通知書の写し(市役所子育て支援課より通知)
⑤国民年金保険料が減免されている(同一住所地の家族全員)	世帯全員分の国民年金保険料免除申請承認通知書の写し (社会保険事務所より通知)
⑥生活福祉資金の貸付を受けている	貸付決定通知書の写し (社会福祉協議会より通知)
⑦その他(①~⑥いずれにも該当しないが経済的にお困りの方)	教育委員会学校教育課にご相談下さい。

◎該当理由②、③、⑤~⑦は、前年の収入状況と家庭状況による判定となります。

■就学援助の申し込み方法(新規)

下記の書類を揃え、**令和7年3月13日から令和7年4月30日まで**にお子さんの通学(予定)している小中学校、又は市役所の学校教育課に提出してください。

なお、期限以降も申請を受け付けますが、**支給額は減額**となりますのでご了承願います。

また、地区の民生児童委員等が調査のため、家庭訪問や聞き取り調査を行う場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

【申請時に提出していただく書類】

① 就学援助費・特別支援教育就学奨励費受給申請書

各小中学校及び市役所の学校教育課に備えてあります。また、市役所 HP から印刷も可能です。

② 令和7年度課税証明書又は令和7年度非課税証明書

所得の有無に関わらず、同一住所地の家族全員分が必要です。(18歳未満の被扶養者を除く)

生活保護又は児童扶養手当受給者及び★**令和7年1月1日現在、富谷市に住民登録のある方は不要**です。

★の方は年末調整又は確定申告が済んでいることを確認してください。

※証明書の名称は市区町村により異なります。「所得額」、「各種控除額」が記載されている証明書を取得してください。

③ 該当理由を証明する書類(上記の表を参考にしてください。)



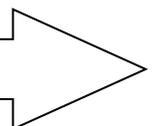
就学援助費は、認定後も毎年度、更新の手続きが必要になります。継続のための申請書類は、5月中旬~下旬頃に各学校(小学校から中学校に進学された方へは、中学校)を通して配布します。

また、継続申請の際の提出書類は、新規申請時と異なることもありますので、申請書類と一緒に配布されるお便りで必ずご確認ください。

なお、途中で援助の必要がなくなった、もしくは**申請該当理由に該当しなくなった**などの場合には、通学されている学校又は富谷市教育委員会学校教育課に必ずお申し出ください。



裏面もご覧ください

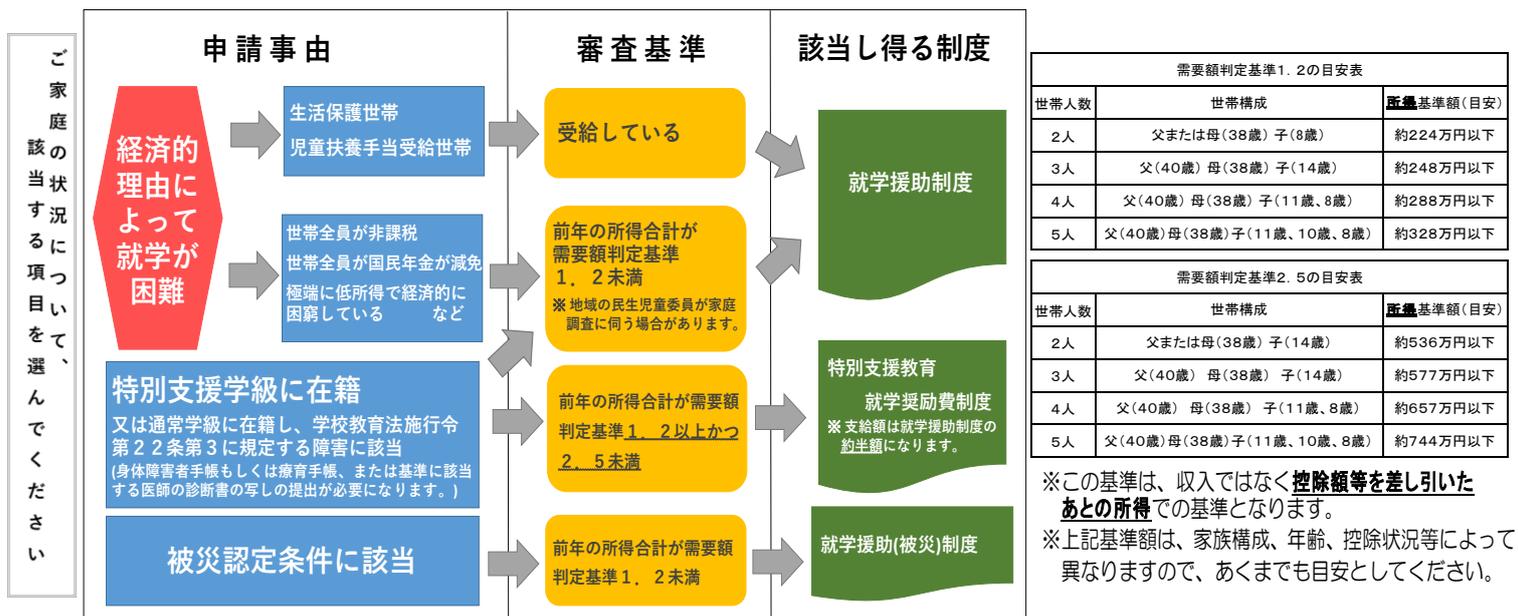


■ 援助の内容(金額は年額上限です。実績により金額は変わることもあります。) ※金額は令和6年度例

支給項目	対象学年	要保護(生活保護)		準要保護(その他)		支給予定月
		年間援助額(上限)		年間援助額(上限)		
		小学校	中学校	小学校	中学校	
学用品費	全学年	—	—	11,630円	22,730円	7・12・3月
通学用品費	小1・中1を除く全学年	—	—	2,270円	2,270円	7・12・3月
校外活動費(宿泊無)	全学年	—	—	1,600円	2,310円	実施後の7・12・3月
校外活動費(宿泊有)	小5・中1・中2・中3	—	—	3,690円	6,210円	実施後の7・12・3月
新入学用品費	小1・中1	—	—	57,060円	63,000円	1月又は7月
修学旅行費	小6・中3	実費(対象外経費有)		実費(対象外経費有)		実施後の7・12・3月
医療費	全学年	学校保健安全法で定める疾病の治療に要する経費(実費) ※教育委員会から医療機関に直接支払い				7月中旬に該当児童生徒に医療券を発行します

- 就学援助は、上記表の対象費目を支給する制度であり、学校納付金を免除するものではありません。
- 年度途中の認定の場合は、学校用品費・通学用品費は月割りとなり、減額となります。
- 新入学用品費は6月末までに申請した場合のみ支給されます。入学前に受給済みの方は対象外です。また、新入学用品費の受給ができなかった1年生は、通学用品費が月割で支給されます。
- 校外活動費及び修学旅行費は、実際に参加した行事について支給され、対象外経費もあります。
- 令和5年度より学校給食費無償化を実施しているため、学校給食費の支給はございません。
- 医療費の支給対象となる病気は、学校の定期健康診断でみつきり、学校から治療の指示を受けた次の病名のみとなります。【トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・虫歯・寄生虫病】
なお、令和6年度より準要保護の医療費は子ども医療費助成制度の対象となりましたので、支給はございません。
- 対象費目の支給につきましては、保護者口座への振込、又はお子様の通学する学校を通して現金でお渡します。また、支給時期につきましても、学校を通してお知らせします。

【就学援助制度フローチャート】



お問い合わせ先

お子様の通学している学校の事務担当者
または富谷市教育委員会学校教育課 (TEL 022-358-0521)